

令和4年度みやざきスギ快適空間創出事業 募集要領

令和4年6月22日

みやざきスギ活用推進室

第1 事業目的

この事業は、民間事業者等が行う、県産材を活用した新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した民間施設の施設整備等を支援することにより、感染症の拡大防止を図り、本県の豊かな森林資源を生かした快適空間を兼ね備えた環境を整えるとともに、県産材需要の拡大を図ることを目的とする。

1 木造施設建設及び内装木質化に係る支援

(1) 事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、県産材（※1）かつ合法木材（※2）であることが証明できる木材（以下単に「県産材」という。）を使用し、木造施設の建設及び内装木質化を行う施設整備に対して助成する。

（※1）「県産材」とは、県内で生産、加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は、別途協議のうえ決定する。

（※2）「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

(2) 補助金交付対象者

個人又は法人

(3) 補助率

木工事費の1／2以内（上限額は木造施設の建設800万円（JAS認証材（※1）活用の場合（※2）は1,500万円）、内装木質化は500万円とする。
(ただし、内装木質化の補助対象経費は20万円以上とする。)

（※1）「JAS認証材」とは、「日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）」に基づく「日本農林規格（JAS）」に適合すると認められ、格付けされた製材品等をいう。

（※2）「JAS認証材活用の場合」とは、使用する県産材の2分の1以上をJAS認証材が占める場合をいう。

(4) 補助対象施設の要件

木造施設の建設においては、以下のアからクの全てを満たすものであることとし、内装木質化を行う施設整備においては、以下のカを除く全てを満たすものであることとする。

- ア 不特定多数の者の利用が見込まれるPR効果が高い施設（店舗、飲食店、空港、港、駅、銀行、観光施設、式場、展示場、その他知事が認めるもののうち、不特定多数の者が利用する空間に限る。）であること。
- イ 「木づかい」機運の醸成、森林資源を生かした快適な空間の創造など、PR効果が高いと知事が認めるものであること。
- ウ 国又は県が示す業種別感染対策ガイドラインを踏まえ、それぞれ実情に応じて作成したガイドラインに基づくものであるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の実践につながると知事が認める施設であること。
- エ 県内に所在する施設であること。
- オ 事業終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年以上、事業計画に記載された用途及び上記ウのガイドラインに基づく利用が継続されると見込まれるもの（やむを得ない事情により用途を継続できないものと知事が認めたものを除く。）であること。
- カ 補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の70%以上が県産材であること。
- キ 工事完成後において、県産材の利用が目視できること。
- ク 補助事業実施年度の2月末日までに、補助対象とする部分が完成し、補助金の交付が補助事業実施年度の3月末日までに確実であると認められるものであること。
- ケ 補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手すること。

（5）補助対象経費

県産材の木材費並びにこれに伴う工事費及び諸経費（既存施設の撤去に要する経費を除く。）とする。ただし、使用した構造材、造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

2 木製外構施設設置に係る支援

（1）事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実践するため、県産材を使用した木製外構施設の設置に要する経費に対して助成する。

（2）補助金交付対象者

個人又は法人

（3）補助率

木製外構施設の設置に要する経費の1／2以内（補助金の上限額300万円）

（4）補助対象施設の要件

第1の1の（4）と同じ

(5) 補助対象経費

第1の1の(5)と同じ

3 木製調度品の導入に係る支援

(1) 事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実践するため設置する木製調度品の購入に要する経費に対して助成する。ただし、県産材を使用したものに限る。

(2) 補助金交付対象者

個人又は法人

(3) 補助率

木製調度品の購入に要する経費の1／2以内（補助金の上限額50万円。ただし補助対象経費は20万円以上とする。）

(4) 補助対象となる木製調度品の要件

- ア 第1の1の(4)のアからオまでを満たす施設に設置すること。
- イ 主たる用途に供する部分又は構造上重要な部分等に木材を使用し、使用数量（材積）の70%以上が県産材であること。
- ウ 補助事業実施年度の2月末日までに、設置が確実で、補助金の交付が補助事業実施年度の3月末日までに確実であると認められるものであること。
- エ 補助金交付決定日以降に設置すること。

(5) 補助対象経費

県産材を材料として製作された木製調度品の購入、運搬及び設置に要する経費（既存の調度品の撤去に要する経費を除く。）とする。ただし、使用した木材の使用数量（材積）が、設置時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

第2 募集期間

募集締め切りは令和5年1月27日（金）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

事業実施を希望する場合は、西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ別添の「事業計画書」、関係資料等を提出すること。

第3 その他

- 1 一事業実施主体が申請できる補助金の上限額は全ての事業の合計で1,500万円とする。
- 2 要望が多数の場合は、事業の採択が出来ない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。
- 3 原則として、補助対象となる部分は交付決定を受けてからの着手となる。また、令

和5年2月末日までに補助対象部分を完了する必要がある。

4 施設等に県産材を利用した旨を明示し、施設完成後にその旨を報告する必要がある。

第4 問合せ先

宮崎県環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：吉行、上村）

電話 0985-26-7156

FAX 0985-28-1699

メール yoshiyuki-kohtaroh@pref.miyazaki.lg.jp